

埼玉保協第76号
令和6年3月7日

各市町村保育担当課長 }
各会員保育施設長 } 様

埼玉県保育協議会
会長 喜多濃 定人

埼玉県保育協議会 第38回永年勤続表彰候補者の推薦について（通知）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本会では毎年、埼玉県の保育事業に永年従事され、その進展に寄与された方々の功績に対しまして、表彰を行っております。

つきましては、別紙1「埼玉県保育協議会 表彰規程」により、標記の表彰候補者を下記により推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、公立保育所には本通知はお送りしておりませんので、各市町村にて取りまとめくださるよう重ねてお願い申し上げます。

また、埼玉県保育協議会表彰規程の一部改正により、第29回から短期・臨時のパート職員も表彰対象になっております。ただし、表彰規程第3条による常勤の勤務期間として換算が必要となりますので、別紙2「常勤の勤務期間としての換算方法」および「別紙3 埼玉県保育協議会表彰者推薦書記入例」を参照のうえ作成ください。

記

1 表彰候補者推薦要領

(1) 候補対象者要件（表彰規程 第3条に定める要件を満たす者）

保育関係の役職員（※1）として通算15年以上の勤続者で、かつ現職（※2）で保育に従事している者。なお、過去の受賞者は対象外とします。併せて、現在在職している施設が会員施設でなければ対象外とします。

※1…職種（園長、保育士、調理師、栄養士、用務員等）及び雇用形態（常勤、短期、臨時のパート等）は問いません。

※2…公立保育所の場合で、現在本庁勤務の場合は、現職に該当しません。

裏面に続きます

- (2) 表彰規程 第1条に定める「保育所等」とは、保育所に併設された施設・保育所が運営している事業又は保育所等運営法人が行う事業（子育て支援センター、病後児保育事業、休日保育事業、放課後児童クラブ等）とします。
- (3) 産休期間については通算勤続年数に加算できます。ただし、育児休暇については通算勤続年数に加算できません。

2 推薦書の提出及び提出先

別紙の「埼玉県保育協議会表彰者推薦書」に必要事項を記入のうえ、下記事務局あてに郵送にて提出ください。

※推薦に必要な書類は埼玉県保育協議会会員ページにアップしております。

3 推薦書提出期限

令和6年4月3日（水） ※ 期限厳守

4 表彰候補者の審査

本会表彰規程（第5条）により、本会総務委員会にて行います。

5 決定者への通知及び受賞者の表彰

- (1) 表彰候補者の選考結果は、推薦のあった全ての方にお知らせいたします。
- (2) 受賞者として選考された方には、第60回埼玉県保育研究大会終了後に表彰状及び所属保育所名、氏名、役職名、経験年数を記載した受賞者名簿を贈呈しますので、是非ご参加くださるようお願いいたします。ご本人が参加されない場合は同法人、同施設の職員に御参加いただき代理でお持ち帰りくださるよう重ねてお願いいたします。

なお、来年度（令和7年）からは、大会当日お渡しできない場合は、事務局指定業者（着払い）にて送付させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

6 その他

推薦書にて提出いただきました個人情報の取扱いについては、最大限の注意を払い個人情報の保護に努めます。

【問い合わせ先】

埼玉県保育協議会事務局
(埼玉県社会福祉協議会 施設業務課 担当：伊藤)
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65
TEL：048-822-1467 FAX：048-822-3078